

日刊県民福井 掲載記事 平成26年 3月6日

バリアフリー度表示

皆さんは「こころのバリアフリー」という言葉をご存じですか。県では、障害を理解し、障害のある方もない方も、誰もが優しい心で安心して暮らせるまちづくりを進めています。

病院やショッピングセンターなどで見掛ける車いすマークのある駐車場。車いすの方など歩行が困難な方が、出入り口に近い場所に設けられたこの幅の広い駐車スペースを利用できるように、「ハートフル専用パーキング利用証制度」を実施しています。

現在、県内の約八百五十の施設に協力いただき、ハートフル専用パーキングの看板を掲示した専用駐車場を設けています。利用できるのは、障害のある方、高齢の方、妊産婦さん、けがをされている方などで、対象となる方には県障害福祉課または各健康福祉センターで利用証を発行しています。

い き い き ラ イ フ

障害に関する理解促進

この利用証は、二〇二二制度を実施している都道府県三十一府県が参加して相互利用を実施しており、全国的にもこの制度が広く知られるようになっていきます。



バリアフリー表示証が掲載されている店舗

整備率70%超の施設に

この駐車場を本当に必要としている方のため、一人ひとりが思いやりの気持ちを持って利用していただけたらと思います。

このほかに、施設のバリアフリー状況が一目で分かる「表示証」を施設の出入り口などに掲示する「バリアフリー表示証制度」を二年七月から開始しました。表示証には、バリアフリー設備を表す絵記号とバリアフリーの基準をのくくりに満たしているのかを1〜4つの星の数で表しています。

絵記号は「障害者対応トイレ」「車いす貸し出し」など全部で十三種類。初めて訪れた場合でも、その施設内にとりよるバリアフリー設備があるのかが分かるようになっていきます。表示証を掲示している施設の方は、「車いすの方も利用して入ってもらいたい」「トイレだけでも気軽に利用できるようならいいな」と、優しい心でお客さまをお迎えしています。

この表示証は、①出入り口の幅八十センチ以上、通路の幅百二十センチ以上②建物出入り口が自動ドアまたは引き戸③出入り口および通路の段差が解消されている④三つを必須要件とし、かつり口などに掲示する「バリアフリー表示証」を一年七月から開始しました。表示証の掲示に協力いただいた方には、バリアフリー設備を随時募集しています。詳しくは県障害福祉課へ電話0776(20)0338へお問い合わせください。

お互いを思いやる心遣いがこころのバリアフリーを広げます。皆さんの優しい心で、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていきましょう。

(県障害福祉課)

健康